



申2号「2026年度セカンドキャリアスタッフの募集についてに関する緊急申し入れ」団体交渉開催！

1. 国鉄改革からJR東日本発足以降の努力と奮闘に報いるために「2026年度セカンドキャリアスタッフ」の募集期間に組合員が働く意欲を示した申込書を受理すること。また、組合員に対して丁寧な対応を行うこと。

会社回答:2026年度のセカンドキャリアスタッフの募集は、通達に則り取り扱っているところである。

組合:8月7日にセカンドキャリアスタッフの申込書を提出したが、手違いにより自宅へ返却され、その後水戸支社へ連絡し相談したところ、再度書類を郵送するよう指示され速達で送った。その後、8月22日に『本社と相談した結果、募集を受け付けることができない。理由は痕跡・証拠がないため』とのことであった。組合員は、働く意欲があり申込書を申請してきた。時系列はこのような認識であるが会社の認識を示すこと。

会社:概ね一致している。

組合:総務・広報・勤労ユニットの担当者とやりとりした際、申込書を受理する方向で動いている認識であった。そのため8月22日に申込書を受理できないことが通告され、大変ショックであった。再度申請書を送ったが何故すぐに連絡がなかったのか理由を求める。

会社:お盆期間で担当者は長期連休であった。その後担当者が本社と調整を行い判断に至った。

組合:組合員は働く意欲があり、申し込み期限までに申請の手続きに動いたことは事実である。申込書の受理を求める。

会社:本社に相談したが客観的な事実である消印が無い限り受理することはできない。消印等があれば検討の余地はあった。

組合:郵便局にも問い合わせをしたが、今回のケースは消印が無い取り扱いのため証明することが出来ないとされた。また申込者の書類の再送付を指示された際に、当時の封筒の取り扱いについて指示されていなかった。仮に指示されていたら同封していた。

会社:2026年度セカンドキャリアスタッフの募集は通達を發出してきた。全社的に行っているものであり、公平性を保つために客観的な事実である8月8日までの消印有効と文書で記載してきた。一定の期間は確保した認識である。

組合:本部一本社間でも議論したことが、7月18日に通達を出し、7月24日～8月8日までの募集期間は短いと認識する。初めての施策であるため、丁寧な対応が必要ではないか。また高年齢者雇用安定法により、使用者は労働者(社員)が70歳まで就労機会を確保するよう努める努力義務がある。今回の場合、努力義務を怠っている認識である。改めて今回の申込書を受理するべきである。

会社:通達を出し、募集期間を設けてきた。高年齢者雇用安定法に基づき就労機会は確保している認識である。残念だが、今回議論している申込書の受理は出来ない。また、一支社で判断するとはならない。

組合:2026年度セカンドキャリアスタッフの募集について、水戸支社の申請者の人数を示すこと。

会社:対象者47人のうち、半数に満たない社員が応募している。

組合:現在、本部一本社間で「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方」は議論中である。今回、セカンドキャリアスタッフの申込書を受理しない判断に納得いかない。国鉄改革からJR発足以降の努力と奮闘に報いるため、再考を求める。

会社:今回の議論経過を本社に伝える考えである。

**団体交渉での会社の判断に納得はいかない！
組合員の国鉄改革以降の努力と奮闘に報いるため、再考を求める！**